

## 千早赤阪村応援商品券取扱店募集要領

### 1 事業目的

この事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰により影響を受けている村民の生活支援及び村内での消費喚起の仕組みを構築し、村内小売店の支援を図ることを目的として、全村民を対象に「千早赤阪村応援商品券」を配布する。

### 2 事業概要

- (1) 発行元 千早赤阪村
- (2) 名称 千早赤阪村応援商品券（以下「商品券」という。）
- (3) 配布金額 額面総額 5,000 円
- (4) 配布数 1人あたり 1冊（500円×10枚綴）
- (5) 対象者 令和7年5月1日時点で千早赤阪村の住民基本台帳に記録されている者及び基準日の翌日以後から令和7年7月31日までに住民基本台帳に記録されることとなった者
- (6) 使用期間 令和7年7月1日（火）から令和7年8月31日（日）  
※使用期間を過ぎた商品券は無効

### 3 商品券の取扱いについて

#### (1) 加盟店責務

加盟店は、商品券利用者の利便性や本事業の目的を考慮し、次に掲げる事項を順守しなければならない。

- 1 利用者が商品券で物品を購入し、またサービスの提供を受けようとする場合には、額面記載額を現金同様に取り扱うものとする。ただし、額面未満の利用については釣銭を出さないこととする。
- 2 加盟店であることを明示するため、当村で配布する店舗PR用ポスターを常に見やすい場所に提示すること。
- 3 通常の注意をもってすれば偽造されたものと分かる商品券や、再流通等の不正使用が明らかな商品券の受け取りは拒否し、速やかに村に通報すること。
- 4 商品券の換金には応じないこと。
- 5 商品券を受領した場合は、その時点において商品券の裏面に自らの事業所名を記入（横判の捺印でも可）し、商品券の再流通を防ぐものとする。
- 6 その他、明らかに本事業の目的に反すると思われる行為が発生した場合は、速やかに当村に通報すること。

- (2) 利用対象とならないもの
  - 1 不動産及び金融商品
  - 2 たばこ
  - 3 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
  - 4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
  - 5 国税、地方税又は使用料などの公租課税
  - 6 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
  - 7 その他村長が不相当と認めるもの
- (3) 本応募資格・利用制限等に違反する行為が認められた場合や申請内容に虚偽・不備等があった場合は、換金の拒否や取扱店の登録を取り消すことがあります。また、違反により損害金が発生した場合は請求することがあります。

#### 4 加盟店資格

加盟店は、千早赤阪村内に事業所又は店舗を有するもので、次の事業者以外とする。

- (1) 風営法第2条に規定する営業を行っている事業者
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (3) 上記3(2)「利用対象にならないもの」に記載の取引又は商品のみを取り扱う事業者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は千早赤阪村暴力団排除条例（平成25年千早赤阪村条例第20号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者が関与する事業者
- (5) その他村長が不相当と認める事業者

#### 5 加盟店登録（登録料無料）

- (1) 申込方法

この募集要領の内容に同意のうえ、「千早赤阪村応援商品券 取扱店登録申請書兼 誓約書」に必要事項を記入し、千早赤阪村応援商品券事業担当課へ郵送又は持参ください。

申込書は千早赤阪村役場ホームページからダウンロードできるほか、千早赤阪村応援商品券担当課でも配布します。

- (2) 申込期限

令和7年4月30日（水）

※以降も随時受付

- (3) 取扱店承認審査について

登録申請のあった事業者は、所定の審査を経て取扱店として承認します。審査結果は郵送にて通知します。

## 6 商品券の換金

- (1) 取扱店は、使用済み商品券と換金請求書等の必要書類を提出してください。
- (2) 換金請求額と商品券の確認を行い、精算金額を取扱店の指定口座へ振り込みます。
- (3) 換金方法等の詳細については、「千早赤阪村応援商品券取扱店マニュアル」でご確認ください。